

返礼品を希望しない方のふるさと納税から 児童福祉施設にプレゼントを贈ります！

区は、健全な寄附文化の醸成を掲げ、区にふるさと納税をした方（寄附者）が返礼品を希望しない場合、返礼品相当額の品物を区内の児童養護施設・乳児院にプレゼントする取り組みを29年7月から始めています。昨年は、寄附件数117件のうちの42件が、施設へのプレゼントに賛同していただけました。

2月2日、施設の代表者7人が区役所を訪れ、目録の贈呈式が行われました。

年々、その規模を拡大しているふるさと納税。杉並区においても、区税の減収額は増え続け、平成29年度は約14億円の減収となり、大きな問題となっています。

区は、過熱する返礼品競争に参加するのではなく、障害者が心を込めて製作したTシャツや焼き菓子などをお礼の品とし、障害者への支援や理解を深めるきっかけとしてもらうなど、返礼品目的ではない健全な寄附文化の醸成を目指しています。

今回の取り組みはそのひとつで、寄附者が返礼品を希望しない場合、区内の児童養護施設（5カ所）、乳児院（2カ所）へ、返礼品相当額の原資を用いてプレゼントを行う寄附を、平成29年7月から「ふるさとチョイス」上で受付開始しました。

平成29年4月～12月までのふるさとチョイスによる寄附実績は、件数が117件、金額が361万円です。そのうち施設へのプレゼントに賛同いただき、返礼品を希望しない寄附は、42件、162万円となり、7施設に合計48万7千円分の品物（162万円の3割相当額）をプレゼントすることになりました。プレゼントの内容は、各施設の要望に叶う品物が購入できるよう区内共通商品券を贈る予定で、施設にて購入後は区ホームページやふるさとチョイスにおいて公表いたします。

2月2日、各施設の代表者7人が区役所を訪れ、午前11時から目録の贈呈式が行われました。区長の田中 良は「児童福祉を担っていただいている皆さんに感謝申し上げます。少しでも支援になれば」と一人ひとりに目録を手渡しました。



今回が初めての取り組みとなりましたが、返礼品を希望せず、施設へのプレゼントを申し出る寄附の割合が、寄附金ベースで45%にもなったことから、区は今後、各施設の活動や事業について、より充実した情報発信に努め、子供たちの福祉の向上につながる寄附の増加を目指して、引き続き取り組んでいきます。

【問い合わせ先】

区民生活部管理課（ふるさと納税担当）：03-3312-2111（内線1631）
総務部広報課：03-3312-2111（代表）

イメージ図

